

三井住友信託銀行株式会社が実施する 住友重機械工業株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が住友重機械工業株式会社に実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が住友重機械工業株式会社（同社。なお、同社及びその連結子会社、非連結子会社並びに関連会社を総称して「同社グループ」という）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2026 年 7 月 29 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、1888 年創業の総合重機械メーカーであり、国内外に事業基盤を有している。メカトロニクス分野では減速機やモータ、半導体関連機器などを展開している。インダストリアルマシナリー分野では射出成形機や医療機器を、ロジスティックス&コンストラクション分野では建設機械や運搬機械を提供している。さらに、エネルギー&ライフライン分野ではエネルギープラントや水処理設備などを通じて社会インフラを支えている。2025 年 12 月期の連結売上高は 1 兆 668 億円を計上している。また同社は、2024 年に策定したパーパス「こだわりの心と、共に先を見据える力で、人と社会を優しさで満たします」のもと、顧客第一、変化への挑戦、技術重視、人間尊重を価値観として企業活動を推進している。2030 年のあるべき姿として「コア技術で豊かな社会を支え、CSV を実現する企業」を掲げ、ロボティクス・自動化、半導体、先端医療機器、環境・エネルギーを重点投資領域に位置付け、持続的な企業価値向上に取り組んでいる。

本 PI 評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社グループのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックにつき特定のうえ「(1) CO2 排出量削減への貢献」、「(2)サーキュラーエコノミーへの挑戦」、「(3) 自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献」及び「(4)人材マネジメント」のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト(1)～(4)は、いずれも同社グループのマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係る KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づ

くインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標（SDGs）に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象:三井住友信託銀行株式会社の住友重機械工業株式会社に対する
ポジティブ・インパクト評価

2026年7月29日
株式会社日本格付研究所

目 次

<要約>	2
I. 第三者意見の位置づけと目的	4
II. 第三者意見の概要	4
III. 本 PI 評価の合理性等について	5
1. 住友重機械工業の概要等	5
1-1. 事業概要	5
1-2. 同社グループの中期経営目標の概要	6
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見	7
2. インパクト特定の適切性評価	13
2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック	13
2-2. 個別インパクトの評価	16
2-3. JCR による評価	19
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	20
3-1. KPI 設定の概要	20
3-2. JCR による評価	34
4. モニタリング方針の適切性評価	36
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	36
IV. PIF 原則に対する準拠性等について	37
1. PIF 第 1 原則 定義	37
2. PIF 第 2 原則 フレームワーク	38
3. PIF 第 3 原則 透明性	39
4. PIF 第 4 原則 評価	39
5. インパクトファイナンスの基本的考え方	39
V. 結論	40

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が住友重機械工業株式会社（同社。なお、同社及びその連結子会社、非連結子会社並びに関連会社を総称して「同社グループ」という）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。なお、本第三者意見は 2026 年 7 月 29 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1) 本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、1888 年創業の総合重機械メーカーであり、国内外に事業基盤を有している。メカトロニクス分野では減速機やモータ、半導体関連機器などを展開している。インダストリアルマシナリー分野では射出成形機や医療機器を、ロジスティックス&コンストラクション分野では建設機械や運搬機械を提供している。さらに、エネルギー&ライフライン分野ではエネルギープラントや水処理設備などを通じて社会インフラを支えている。2025 年 12 月期の連結売上高は 1 兆 668 億円を計上している。また同社は、2024 年に策定したパーパス「こだわりの心と、共に先を見据える力で、人と社会を優しさで満たします」のもと、顧客第一、変化への挑戦、技術重視、人間尊重を価値観として企業活動を推進している。2030 年のあるべき姿として「コア技術で豊かな社会を支え、CSV を実現する企業」を掲げ、ロボティクス・自動化、半導体、先端医療機器、環境・エネルギーを重点投資領域に位置付け、持続的な企業価値向上に取り組んでいる。

本 PI 評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社グループのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックにつき特定のうえ「(1) CO2 排出量削減への貢献」、「(2) サーキュラーエコノミーへの挑戦」、「(3) 自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献」及び「(4) 人材マネジメント」のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト(1)～(4)は、いずれも同社グループのマテリアリティに係るものである。今後、これらのインパクトに係る KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標（SDGs）に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が同社に実施する PI 評価に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワーク、並びに PIF TF の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。本 PI 評価は、三井住友信託銀行及び三井住友信託銀行の承諾を得た他の金融機関が、同社に対し PIF として実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等を確認し、本 PI 評価の PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が同社に対して 2026 年 7 月 29 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

1. 同社のサステナビリティ活動の概要
2. インパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性等について>

1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が定めた社内規程に従い、同社に対する PI 評価を適切に実施できているか

III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 住友重機械工業の概要等

1-1. 事業概要

2024 年 2 月に公表した「中期経営計画 2026」において、「企業価値の拡大」と「社会価値の拡大」のために、探索力の強化、一定の事業規模、及び結合による深化力の強化が必要であると判断し、公表セグメントの見直しを行った。見直し後のセグメントは以下の通りである。

図表 1 同社グループの事業概要

セグメント	事業内容
メカトロニクス	変減速機、モータ、インバータ、極低温冷凍機を主力製品とする。変減速機は国内シェアトップである。 幅広い製品ラインナップ、グローバルネットワーク、各種産業分野に広がる顧客基盤、高精度高応答制御技術が強みである。
インダストリアルマシナリー	プラスチック加工機械、半導体製造装置、医療機器、産業機器・鋳造プレスを主力製品とする。 幅広い機械要素技術、素材加工技術、加速器・極低温技術が強みである。
ロジスティクス & コンストラクション	油圧ショベル、建設用クレーン、運搬機械を主力製品とする。 大型構造物製缶技術、機械設計技術、サービスネットワークが強みである。
エネルギー & ライフライン	エネルギープラント、水処理プラント、タービン・ポンプ、船舶を主力製品とする。 効率化技術力、製造能力+EPC、O&M ノウハウが強みである。
その他	不動産、ソフトウェア

出典：三井住友信託銀行が作成

1-2. 同社グループの中期経営目標の概要

同社は、中期経営計画策定にあたり、2024年1月にパーパスを「こだわりの心と、共に先を見据える力で、人と社会を優しさで満たします」と策定し、「2030年のあるべき姿」を「コア技術で豊かな社会を支え、CSVを実現する企業」と定めた。2024年度から2029年度までを社会課題解決のための事業ポートフォリオの実装の期間としており、2024年度から2026年度を対象とする「中期経営計画2026」において、「製品・サービスによる社会課題解決を通じて、持続的に企業価値を拡大すること」を目標として掲げている。社会課題解決を通じた企業価値拡大は短期的に実現可能なものではなく長期的思考が必要であることから、長期的目標のスタートであり変革への基礎固めの期間であると位置づけられた「中期経営計画2023」に続き、「中期経営計画2026」を「深化」と「探索」の更なる実践の期間として位置付けている。

「2030年のあるべき姿」の実現に向けて、既存事業の基盤強化とともに、4つのセグメントのコア技術をベースとした「ロボティクス・自動化」、「半導体」、「先端医療機器」、「環境・エネルギー」を重点投資領域と定め、新たな価値創造と企業価値向上を目指すとしている。また、上記の重点投資領域への投資800億円を含め、3カ年合計で1,900億円の投資を計画している。今後も変化する外部環境と向き合いながら、2030年の「あるべき姿」の実現に向けて、経営戦略の進化と財務マネジメントの一貫性を両立する方針である。

図表 2 2030年のあるべき姿と中期経営計画2026



1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見

三井住友信託銀行は、UNEP FI の Corporate Impact Analysis Tool の Impact Management の評価項目に準拠して、同社グループのサステナビリティに関する体制及び運営方法について評価を行った。評価の要点と三井住友信託銀行の意見を以下に記載する。

(1) サステナビリティに関する方針と組織体制

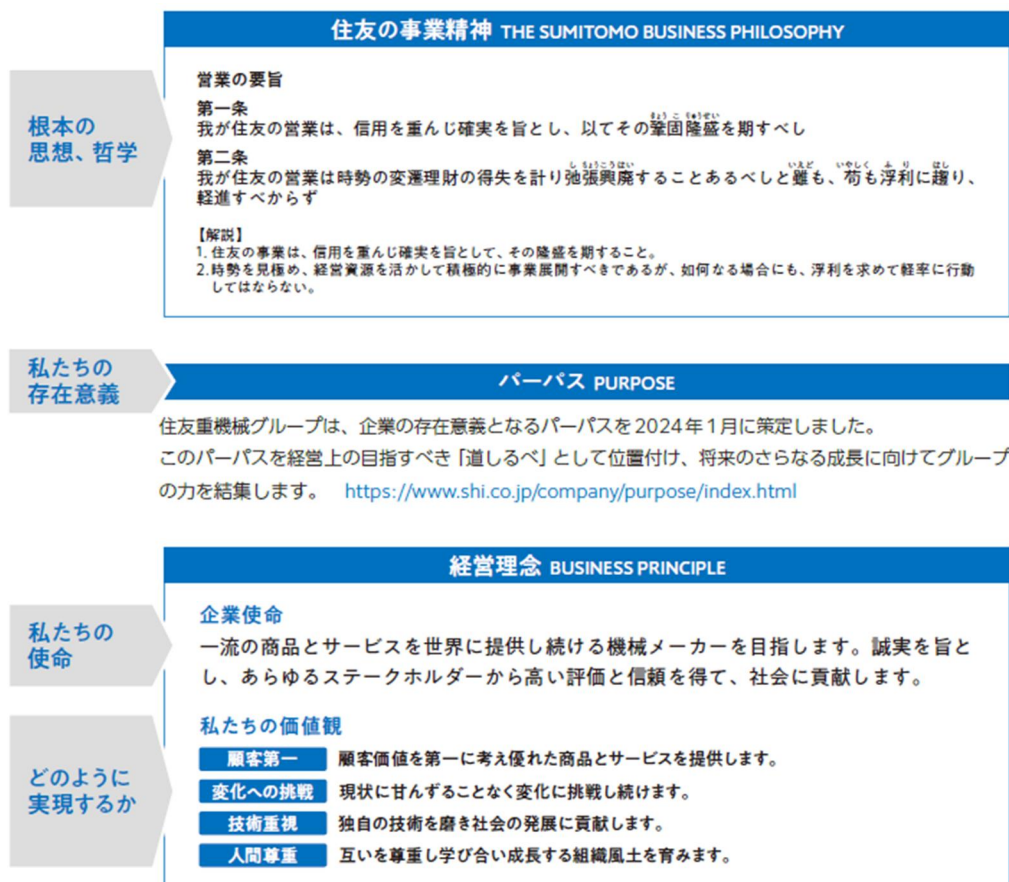
i. 経営理念とサステナビリティ基本方針

同社グループは「住友の事業精神」を堅持するとともに、「同社グループの経営理念」を重視し、持続的な発展と企業価値の向上を実現することで、ステークホルダーの期待に応えるとしている。

また、同社は 2020 年 3 月に「CSR 基本方針」と「CSR 重要課題」を策定した。

2021 年 9 月には事業活動とサステナビリティの統合を図ることを目的とし、CSR 基本方針を基盤とする「サステナビリティ基本方針」を取締役会で決議・策定している。これは、従来の CSR を、持続可能な社会の実現と自社の持続的な成長を目的とした取り組みに引き上げるべく策定されたものである。2024 年 7 月には 2024 年 1 月のパーパス策定を踏まえ、改定している。

図表 3 「住友の事業精神」、「パーパス」及び「経営理念」



出典：統合報告書 2025

図表 4 サステナビリティ基本方針

サステナビリティ基本方針

住友重機械グループは、「住友の事業精神」並びに当社グループの「パーパス」及び「経営理念」に基づき、持続可能な社会の実現のために、社会価値と企業価値の向上を両輪として企業経営を行います。これをサステナビリティ基本方針として制定します。

1. 当社グループは、経済的、技術的発展に寄与する商品とサービスを提供し、持続的な成長を目指します。
2. 当社グループは、製品ライフサイクル全体を含むすべての事業活動における環境負荷低減に努めます。また、当社グループの企業活動に関わるすべての人の安全、安心と健康を守り、一人一人がいそいそと働ける職場を作ります。
3. 当社グループは、企業倫理の徹底を図り、経営の健全性と透明性を高めます。

出典:同社ウェブサイト

ii. サステナビリティに関する推進体制

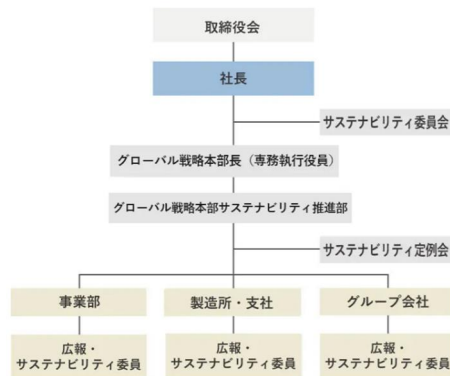
中長期的視点でサステナビリティ課題を審議・モニタリングし、グループ全体のサステナビリティ戦略を実行・牽引することを目的に、2021年3月に「サステナビリティ委員会」を設置した。同委員会は取締役社長が議長を務め、同社執行役員並びにセグメント長及びグローバル戦略本部サステナビリティ推進部長で構成されている。また、業務執行監査の観点から常勤監査役もオブザーバーとして出席している。同委員会は、年2回開催され、サステナビリティ推進に関わる方針や重要課題、施策などについて審議し、その結果等を取締役に報告している。2025年度の主な審議内容は「ESG 推進／法定開示対応（方針・体制、取り組みギャップ）」、「気候変動対応（削減対応状況・施策）」、「ビジネスと人権対応（人権デュー・ディリジェンス計画、調査結果報告）」、「生物多様性対応（リスクと機会の評価）」であった。

また、特定した7つの重要課題への対応を推進し、社会課題の解決への貢献及び同社の持続可能性向上を追求するため、2021年4月、従来社内のCSR推進を担っていたCSR推進室を、企画本部サステナビリティ推進部として改組し、気候変動対応を含むサステナビリティ戦略立案機能やESG情報開示機能を強化している。

同社グループは、地球環境保全や循環型経済活動が企業の社会的責務であるという認識のもと、環境経営を推進しており、社長を最高責任者とし、社長からの任命を受けた総務担当役員のもと、総務本部長及び環境管理部が推進する環境マネジメント体制を構築している。国内及び中国・東南アジアの製造拠点を対象にした環境事故防止、法令遵守、地球温暖化防止等の観点からの「環境監査」を年1回実施し、監査結果は同社独自の評価基準で部門ごとに5段階評価した結果を執行責任者会議にて報告し、レベルアップを図る他、前年度の環境事故発生部門や環境目標が著しく未達の部門等を対象にした「総務本部長診断」が適宜実施され、環境活動のレベルアップに努めている。

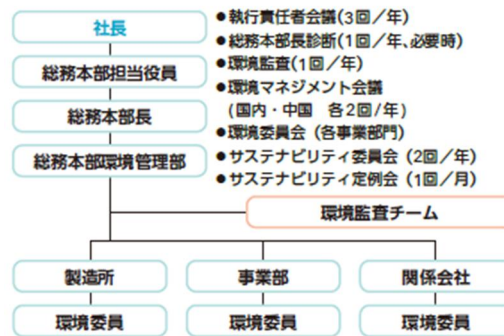
予てより構築している環境マネジメント体制に加え、サステナビリティ委員会及び企画本部サステナビリティ推進部の設置・改組により、2030年までの長期目標である社会課題解決を通じた持続的な企業価値拡大を推進する体制として、適切なサステナビリティ推進体制が構築されていると三井住友信託銀行は評価している。

図表 5 サステナビリティ推進体制



出典:同社ウェブサイト

図表 6 環境マネジメント体制



出典：統合報告書 2025

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

同社グループは、社会とともに成長し続けることを目的として、2020年3月に事業活動を通じて優先的に取り組むべき7つのマテリアリティを特定し、2024年1月にその見直しを実施している。特定した重要課題を「価値創造のための重要課題」と「経営基盤強化のための重要課題」の2つのカテゴリーに大別し、前者は機械メーカーとしての強みを活かして社会に貢献する課題、後者は社会の一構成員である企業として貢献する課題として位置づけている。

なお、重要課題の特定にあたっては、機械メーカーに求められる課題を理解するために、SDGs、SASB、ISO26000、GRIスタンダード、同業他社の取り組みを参照しサステナビリティ課題を抽出した。その上で、外部アドバイザーの意見を取り入れながら「課題の社会へ与えるインパクトの大きさ」と「同社グループにとっての重要度」の2軸で評価・絞り込みを行い、社内の意見、有識者との対話、取締役会への報告を経て、重要課題を決定した。マテリアリティの特定の過程において、経営層や多様なステークホルダーの意見が十分に反映されていると評価できる。

各マテリアリティに対し、定量的な目標が設定され、その実績や進捗状況について、検証されていることを三井住友信託銀行は確認した。

図表 7 重要課題の特定

7つのサステナビリティ重要課題

重要課題	事業との関係	機会	リスク	主な取り組み	関連する主な指標・目標	2024年度実績	
価値創造のための重要課題	環境負荷の低減	●当社グループが将来に向けて目指すのは、「自社の事業活動における環境負荷低減」と「お客様による当社グループ製品使用時の環境負荷低減」です。 ●当社グループの製品は長年にわたり使用されるため、長寿命であることに加え、資源効率の向上、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用、CO2削減・再利用などの取り組みを行っています。	●製品の生産設備やコンポーネントの効率向上、省エネ部品（高効率モーターなど）の採用拡大 ●環境・エネルギー分野で進むバイオマスなどの再生可能な材料調達、さらなるCO2削減・再利用などの取り組み	●製品の省エネルギー化、省エネ部品化が促進される場合の製品・事業の競争力の低下 ●再生電力の活用 ●バイオマス材料の製品への活用 ●環境負荷低減に関する報告書の掲載	●CO2排出量 ●水使用量 ●廃棄物発生量 ●VOC排出量 【目標】 2030年における当社製造段階時のCO2排出量(Scope1、2) 2019年比30%削減 2030年における当社製造段階時のCO2排出量(Scope3 Cat.1) 2019年比71%削減 ●2050年のカーボンニュートラル達成を目指す	●製造段階時のCO2排出量(Scope1、2) 2019年比30%削減 → 達成 ●製造段階時のCO2排出量(Scope3 Cat.1) 2019年比71%削減 → 達成	
	よりよい暮らし・働き方の実現	●当社グループは、人々で不可能な作業(重労働の搬送、搬送加工や半導体の製造など)を担っています。 ●当社グループは、製品の自動化やデジタル化を通じて、お客様の労働負荷軽減、働き方改革、安全性の向上に貢献しています。社会の高度化に貢献し、さまざまな産業における働き方改革や、人々のよりよい暮らしを実現します。	●ロボティクス、自動化に必要なインフラ、センサー、機械モーター、エッジコンピューティングの採用拡大 ●使用済部品に代替部品・半導体の製造に活用する半導体製造設備の活用拡大	●自動化・デジタル化の進展による業務の効率化	●ロボティクス、スマート・物流による生産性向上 ●省エネ部品、省エネ部品、省エネ部品などの活用拡大 ●先端技術を活用したお客様の労働負荷軽減 ●先端技術を活用した生産効率化、デジタル社会推進	●自動化技術の進化率 ●先端技術を活用したお客様の労働負荷軽減率 ●先端技術を活用した生産効率化、デジタル社会推進率	●自動化技術の進化率 ●先端技術を活用したお客様の労働負荷軽減率 ●先端技術を活用した生産効率化、デジタル社会推進率
経営基盤強化のための重要課題	従業員の安全・健康・育成	●人的資本マネジメントは、当社グループがグローバル化を推進する上で重要な課題です。 ●当社グループはコンプライアンス基本方針「安全とコンプライアンス」に基づき、安全・健康・育成を推進しています。 ●健康経営や人材育成、ダイバーシティ推進などに取り組んでいます。	●従業員の安全・健康状態の継続的な向上 ●従業員の安全・健康状態の継続的な向上 ●従業員の安全・健康状態の継続的な向上	●労働災害の発生や従業員の心の健康状態の悪化、労働環境の悪化による従業員の離職のリスク ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成)	●安全衛生教育の徹底(労務一体)による定期的な研修 ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成)	●安全衛生教育の徹底(労務一体)による定期的な研修 ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成)	●安全衛生教育の徹底(労務一体)による定期的な研修 ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成) ●人材育成の推進(若手・中堅・ベテランの育成)
	地域との共存・共生	●グローバルに事業展開する当社グループにとって、地域との共存・共生は事業成功の鍵となります。 ●当社グループは、社会に貢献するだけでなく、地域社会との共生・発展を目指しています。	●製造拠点の地域社会への貢献 ●製造拠点の地域社会への貢献 ●製造拠点の地域社会への貢献	●地域社会との関係悪化がもたらす、持続可能な地域社会の構築の困難 ●地域社会との関係悪化がもたらす、持続可能な地域社会の構築の困難 ●地域社会との関係悪化がもたらす、持続可能な地域社会の構築の困難	●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進	●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進	●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進 ●「住友環境グループ」社会貢献活動の推進
	持続可能なサプライチェーンの構築	●グローバルに事業展開する当社グループにとって、持続可能なサプライチェーンの構築は、事業成功の鍵となります。 ●当社グループは、持続可能なサプライチェーンの構築を目指しています。	●持続可能なサプライチェーンの構築 ●持続可能なサプライチェーンの構築 ●持続可能なサプライチェーンの構築	●サプライチェーン上のESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●サプライチェーン上のESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●サプライチェーン上のESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難	●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難	●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難	●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難 ●ESG課題の悪化による持続可能なサプライチェーンの構築の困難
	ガバナンスの強化	●グローバル企業として成長するために、ガバナンスの強化は、事業成功の鍵となります。 ●当社グループは、ガバナンスの強化を目指しています。	●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化	●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化	●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化	●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化	●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化 ●ガバナンスの強化
	製品品質の確保	●お客様に高品質で安全、安心な製品・サービスを提供し続けることが当社グループの責務です。 ●製品品質を向上させ、顧客の満足度を高める取り組みを行っています。	●製品品質の向上 ●製品品質の向上 ●製品品質の向上	●製品品質の悪化による顧客の満足度の低下 ●製品品質の悪化による顧客の満足度の低下 ●製品品質の悪化による顧客の満足度の低下	●製品品質の向上 ●製品品質の向上 ●製品品質の向上	●製品品質の向上 ●製品品質の向上 ●製品品質の向上	●製品品質の向上 ●製品品質の向上 ●製品品質の向上

出典：統合報告書 2025

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制

同社グループでは、事業遂行に際し直面、発生する可能性のあるリスクの識別、重要な影響を与えるリスクの適切な管理により、全社的、総合的なリスク管理を推進することを目的に、リスク管理委員会を設置している。本委員会は取締役会のガバナンスの下で設置され、同社グループとして全社的、総合的なリスク管理を推進している。また、委員長である社長をはじめ、内部統制担当役員や財務担当役員、技術担当役員など本社執行役員、本社主管部門の本部長及び室長で構成され、リスクの回避・軽減等に向けて、リスクの抽出、評価、各事業部門におけるリスク管理のモニタリングなどを行い、その結果につき取締役会への報告を行っている。加えて、リスク管理委員会の下に「リスク評価小委員会」を設置しグループ全体のリスク評価を行い、グループ重要リスクについてはリスク管理委員会においてリスク低減対策の推進とフォローを実施している。

図表 8 リスク一覧

リスク一覧

大分類	中分類
事業リスク	経営レベルのリスク
	グループ・ガバナンス、中長期経営課題への対応(次世代研究・開発・気候変動への対応)、情報開示
事業リスク	事業レベルのリスク
	外部環境、営業・サービス、研究・開発・設計、生産・調達・物流、品質、大物件管理、情報システム、BCP、人材、人権
業務リスク	職場環境、競争・取引、財務・経理、業務遂行、施設・財産・環境管理、地域・社会との関係、内部報告

出典：同社ウェブサイト

(4) その他

① 住友重機械搬送システム株式会社による不適切行為

2023年9月12日、同社は、同社子会社の住友重機械搬送システム株式会社（以下、「住友重機械搬送システム」）について、機械式駐車装置の製造販売に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けている旨を公表した。

2025年3月24日には、住友重機械搬送システムを含む機械式駐車装置メーカーらに対し、公正取引委員会が、独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。公正取引委員会の公表によれば、本事態は、住友重機械搬送システムを含む機械式駐車装置メーカーが水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事についての情報を交換し、供給価格の低落防止等を図るため、当該工事の供給に関する調整を行っていたとされる事態である。また、各社が建設業者より設置工事の見積依頼を受けた場合、予め互いに連絡を取り合って供給予定者及び見積価格を決定しておき、供給予定者以外の先は供給予定者の見積価格以上の見積を提示することで供給予定者が供給できるように協力していた。

公正取引委員会からの排除措置命令を受け、住友重機械搬送システムは、2025年4月8日の取締役会において今後上記行為を行わないことを決議するとともに、当該決議を行った旨を他機械式駐車装置メーカー及び建設業者に対し通知し、かつ、全社員に対して電子メール及び印刷物配布の形式で周知徹底した。また、「独占禁止法遵守基本方針」及び「行動規範」、「独占禁止法遵守のための行動指針」を掲載した「住友重機械グループ独占禁止法遵守ガイドライン第2版」（2025年6月改訂）を住友重機械搬送システムの全社員に配布し、各部門で当該ガイドラインの読み合わせを行うことで、これらの行動指針の周知徹底を図った。2025年6月には、水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事の営業に関わる役員及び従業員に対して、自社の工事の供給に関する独占禁止法の遵守についての研修を実施し、今後は年1回の同社法務担当者による監査を行っていく予定である。なお、課徴金について納付済であることを三井住友信託銀行は確認している。

これらの取り組みは公正取引委員会により予め承認されたものであり、同社からのヒアリングを踏まえると、いずれも実効性のある再発防止策であると三井住友信託銀行は評価している。

② 住友重機械ハイマテックス株式会社による不適切行為

2024年11月21日、同社は、同社子会社の住友重機械ハイマテックス株式会社（以下、「住友重機械ハイマテックス」）について、金型等の無償保管に関し、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けた旨を公表した。

当該勧告に係る公正取引委員会の公表によれば、本事態は、住友重機械ハイマテックスが、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する金型及び部品に関して、次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにも関わらず、引き続き無償で保管させ、下請事業者の利益を不当に害していたとされる事態である。

公正取引委員会からの勧告を受け、住友重機械ハイマテックスは、2024年11月22日の取締役会において今後上記行為を行わないことを決議するとともに、当該決議を行った旨を取引下請業者に対し通知し、かつ、全役員及び全社員に対して電子メール及び製造現場の掲示板に掲示する形式で周知徹底した。また、外部講師を招聘し、住友重機械ハイマテックスの全役員及び全社員に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を実施（2024年12月16日～23日）するとともに、再発防止のための社内体制を整備した。具体的には、代表取締役社長を総括責任者、製造部長を管理責任者とし、下請法全般の啓蒙活動及び下請業務従事者へ年1回以上の定期的な教育を実施することや、品質保証部長を責任者とし、直接下請関連業務に携わらないメンバーで構成される監査チームを設立し、下請法に関する内部監査を年1回実施するとしている。これらの措置については、2025年1月9日に公正取引委員会へ書面で報告し、2025年1月17日には受理されており、同社からのヒアリングを踏まえると、いずれも実効性のある再発防止策であると三井住友信託銀行は評価している。また2025年度における下

請業務従事者への教育、下請法に関する内部監査を実施しており、適切に再発防止策が機能していることを三井住友信託銀行は確認している。なお、無償で金型等を保管させていたことによる費用相当額について支払っていることを三井住友信託銀行は確認済である。

三井住友信託銀行は、一連の不適切事案（①及び②）への再発防止策の取り組み状況について、同社を通じてモニタリングしていく。

以上（1）乃至（4）より、同社グループにおいてはサステナビリティに関する組織体制が構築されており、マテリアリティが特定され、適切なインパクト・マネジメント運営がなされていることを三井住友信託銀行は確認した。

2. インパクト特定の適切性評価

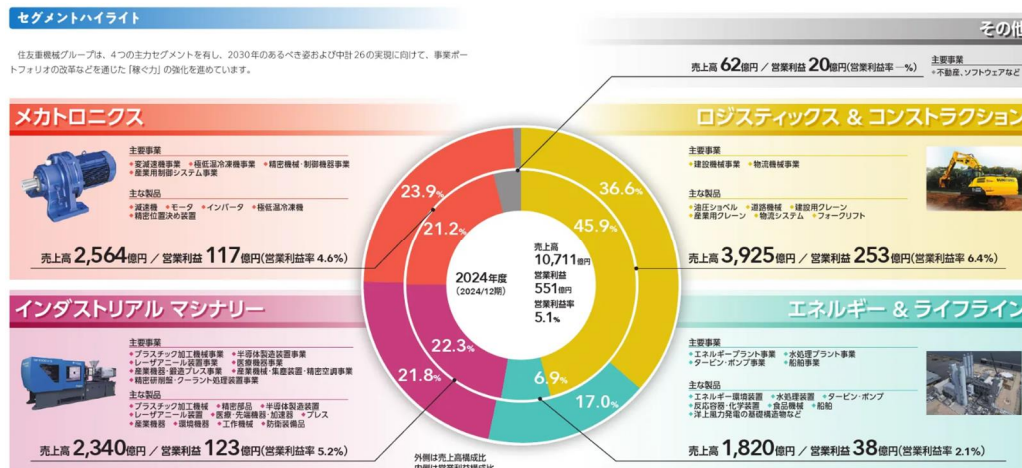
2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック

本PI評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社グループのサステナビリティ活動も踏まえてインパクトエリア／トピックが特定された。

(1) セグメント分析

2024年度セグメント別売上高、地域別売上高は以下の通りである。メカトロニクス事業（2024年度セグメント別売上高比率：23.9%）、インダストリアルマシナリー事業（同：21.8%）、ロジスティックス&コンストラクション事業（同：36.6%）、エネルギー&ライフライン事業（同：17.0%）で売上高の大半を占めていることから、当該4セグメントを評価対象とする。

図表 9 2024年度セグメント別売上高

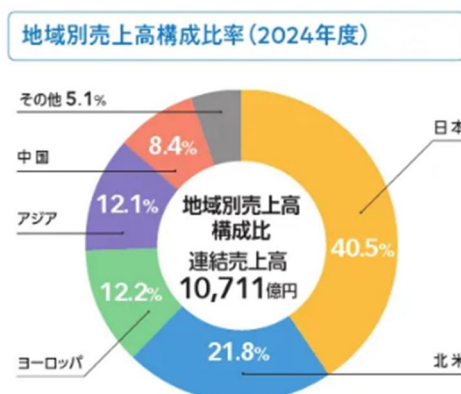


出典：統合報告書 2025

(2) エリア分析

製造販売拠点は子会社も含めたグループ全体で国内 35 拠点、海外 104 拠点となっており、売上高の約 60%を海外が占めていることから、エリアについてはグローバルベースで同社グループの事業活動を分析の対象とする。

図表 10 2024年度地域別売上高

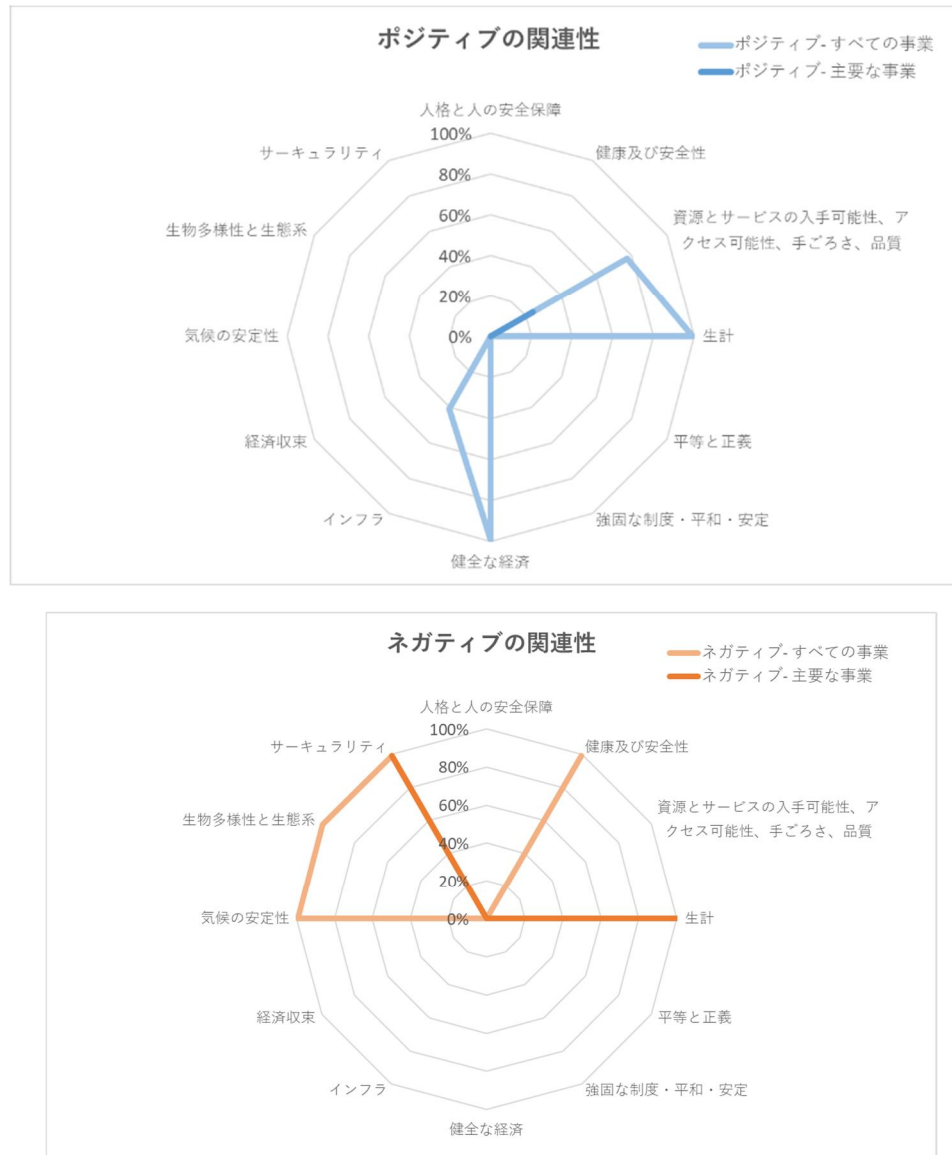


出典：統合報告書 2025

(3) インパクト・レーダーチャート

前述のセグメント及びエリアの観点を踏まえ、UNEP FI の Impact Analysis Tool を用いて、同社グループのインパクトエリア／トピックを特定した。以下、簡明に「インパクトエリア」ベースでの分析結果を図示する。

図表 11 インパクト・レーダーチャート

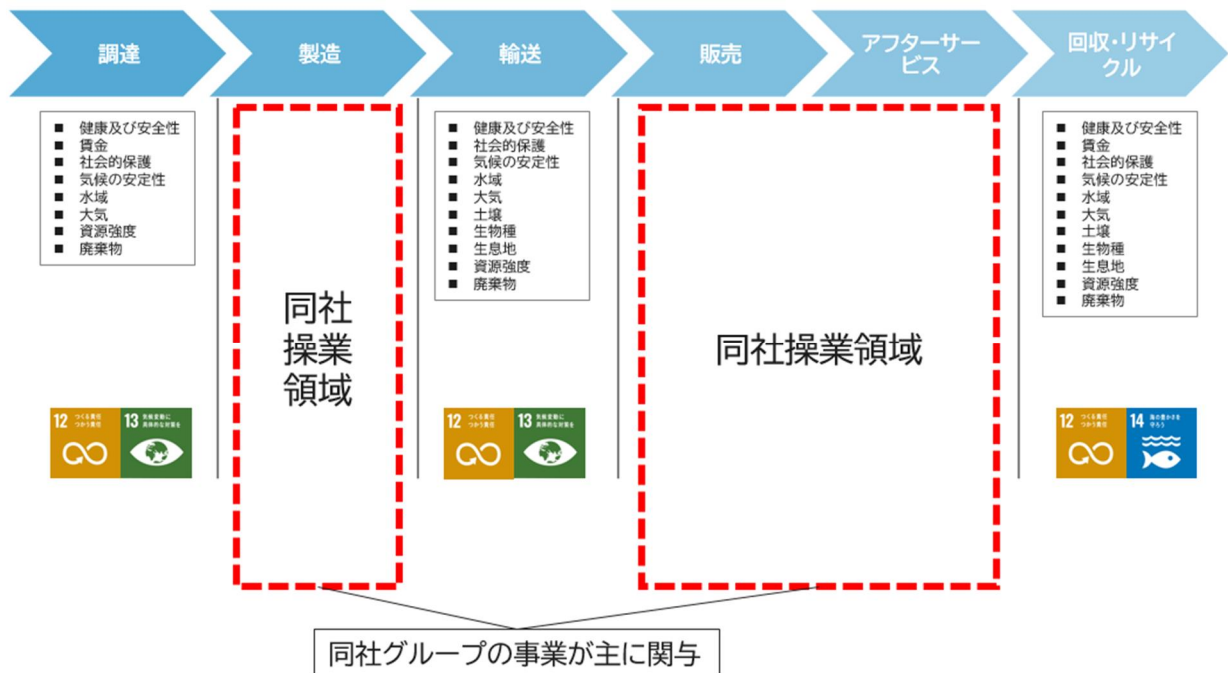


出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

(4) サプライチェーン分析

上記セグメント分析の対象とした同社グループのセグメントにおけるサプライチェーンは以下の通りである。サプライチェーン上で想定されるネガティブ・インパクトは「健康及び安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を特定した。

図表 12 サプライチェーンの構図



出典：三井住友信託銀行作成

2-2. 個別インパクトの評価

(1) 個別インパクトの設定

図表 11 で示したインパクトエリア／トピックに対し、(4) サプライチェーン分析を踏まえ、以下を同社グループのインパクトエリア／トピックとして特定した。なお、雇用について、同社グループの事業においては雇用数・機会の減少につながるネガティブ・インパクトに該当する事象がないことから除外した。

図表 13 特定したインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性			
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
生計	雇用		
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ			
経済収束			
気候の安定性			
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

ポジティブ・インパクト金融原則、同モデル・フレームワークに基づき、三井住友信託銀行所定のインパクト評価の手続きを実施した。

図表 13 で示したインパクトエリア／トピックに対し、図表 15 の内容にてインパクトテーマを設定した。

なお、以下の通り、(a)「賃金」「社会的保護」、(b)「水域」、(c)「大気」「土壌」、(d)「生物種」「生息地」については、ネガティブ・インパクトの抑制に向けた体制が整えられていると判断し、本評価においてインパクトテーマの設定外とした。

一方、同社グループは 2016 年 4 月に同社グループ社長が行った「ダイバーシティ推進宣言」の中で、同社の「企業使命」のひとつである「一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指す」を実現し継続していくためには、多様な人材がそれぞれの個性を活かしながら活躍できる組織の土壌が不可欠であり、このような組織を実現するため、まずは女性の活躍を重要な経営施策のひとつとして推進していくと宣言していることから、「ジェンダー平等」をインパクトテーマとして設定した。

(a)「賃金」「社会的保護」

賃金について、同社の平均賃金は国内の平均賃金水準以上であることを確認している。また、「住友重機械グループ人権方針」に基づき、事業活動を行う国・地域の法定賃金を遵守するとともに、基本的な生活を営むことができる生活賃金を満たす報酬を設定し、これを支払うとしている。

社会的保護については、法定福利厚生制度（健康保険組合の運営、厚生年金、雇用・労災保険等）を整備しており、更には独自の福利厚生制度（独身寮・住宅手当、確定拠出年金制度や財形貯蓄制度等の資産形成支援）も設けている。

(b)「水域」

同社は、全ての人が安全で衛生的な水を利用でき、水に関する生態系を保護し回復させることが重要との認識の下、水資源の保全に取り組んでいる。国内外の製造拠点において、取水量と排水量を計測し、変動が大きい事業所について、その原因を調査し、必要に応じて対策を講じている。また、水質管理について、法令及び条例の基準値よりも厳しい自主管理基準値を設定し、自主測定及び外部の水質検査機関による定期的な検査を実施し、継続的なモニタリングを行っている。

また、同社は、サプライチェーンの水資源管理も進めている。同社の原材料調達金額の 80% を占める企業に対し、水資源管理についてアンケートを通じてヒアリングを行った。回答のあった約 8 割のサプライヤーのうち、約 4 割で目標設定や管理を実施済みであることを確認している。今後は、サプライヤーへの訪問や WEB 会議などを通じてコミュニケーションを深め、環境課題の共有や環境スチュワードシップの向上を図っていく方針である。

なお、同社は CDP「水セキュリティレポート 2025」において、最高評価である A ランクを取得しており、これは水資源の有効活用などの対応が進んでいることの証左であると三井住友信託銀行は評価している。

(c)「大気」「土壌」

同社グループは、環境方針において「地球環境の保全を図り、環境汚染の予防に努めます」としており、大気汚染、土壌汚染の抑制に努めている。同社グループ国内で使用している VOC 対象物質の 90% 以上は塗料の溶剤中に含まれるトルエン、キシレン、エチルベンゼンによって占められており、2024 年度は 6.1% の削減、売上高原単位においても 16.6% 削減している。同社グループは引き続き低溶剤塗料や VOC 対象物質を含まない洗浄剤の採用範囲並びに、粉体塗装の拡大、さらなる塗装の効率向上による塗料等の使用量の削減等により、大気汚染の原因となる物質の排出量削減に努めるとしている。また、土壌汚染対策法で対象となっている有機化学物質である、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの使用全廃の取り組みを継続しており、土壌汚染の抑制にも努めている。

(d) 「生物種」「生息地」

同社グループは自然資本なくして経済や社会の繁栄はないと考え、「住友重機械グループ環境方針」において「事業活動及びそのサプライチェーン全体において、自然資本や生態系サービスへの依存・影響を適切に把握し、リスクと機会の評価を実施のうえ、自然再生への貢献と、生物多様性の保全・回復に取り組みます。」と掲げており、環境汚染防止などの環境管理や気候変動対応のなかで生物多様性の保全に向けた取り組みを推進している。

図表 14 本評価におけるインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隷		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性			●
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
	ファイナンス		
生計	雇用	●	
	賃金		
	社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等		●
	民族・人種平等		
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		
強固な制度・平和・安定	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ		●	
経済収束			
気候の安定性			●
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壌		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度	●	●
	廃棄物	●	●

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

2-3. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCR による確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	業種・エリア・サプライチェーンの観点から、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト 10 原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	同社グループは、TCFD 提言への賛同表明等を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR 報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	同社の公表している「統合報告書」「有価証券報告書」等を踏まえ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FI のインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクトエリア／トピックが特定されている。
PIF 商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	同社は、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	同社グループの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、「健康及び安全性」「ジェンダー平等」「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。
事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、原則として同社の公開情報を基にインパクトエリア／トピックを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCR は三井住友信託銀行の作成した PI 評価書を踏まえて同社にヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。

3. KPI の適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI 設定の概要

図表 15 本評価におけるインパクトテーマ

	インパクトテーマ	インパクト エリア／トピック	関連する マテリアリティ	関連する SDGs
(1)	CO2 排出量削減への貢献	気候の安定性	環境負荷の低減	13.1
(2)	サーキュラーエコノミーへの挑戦	資源強度、廃棄物	環境負荷の低減	12.5
(3)	自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献	インフラ	よりよい暮らし・働き方の実現	8.2、9.4
(4)	人材マネジメント	健康及び安全性、雇用、ジェンダー平等	従業員の安全・健康・育成	5.5、8.5、8.8、10.2

出典：三井住友信託銀行作成

(1) CO2 排出量削減への貢献

ネガティブ・インパクトの低減		
SDGs との関連性		
SDGs 目標	「13. 気候変動」	
SDGs ターゲット	13.1	
インパクトエリア／トピック		
ポジティブ・インパクト：－ ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」		
本テーマが創出するインパクト		
カーボンニュートラルの実現		
対応方針、目標及び指標（KPI）		
対応方針（a）	事業活動における CO2 排出量削減	
目標	製品の製造時の CO2 排出量（Scope1、2）を 2030 年までに 50%削減（2019 年度比）	
指標（KPI）	CO2 排出量（Scope1、2）	
対応方針（b）	製品使用時における CO2 排出量削減	
目標	製品使用時の CO2 排出量（Scope3 カテゴリ 11）を 2030 年までに 30%削減（2019 年度比）	
指標（KPI）	CO2 排出量（Scope3 カテゴリ 11）	

(a) 事業活動における CO2 排出量削減

同社グループは、2022 年 5 月に 2050 年までにグループ全体でカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けて 2030 年までに製品の製造時の CO2 排出量（Scope1、2）を 2019 年度比 50%削減する方針を掲げた。省エネ施策の継続的实施に加え、太陽光発電設備設置や再エネ電力購入を行ったことにより、2024 年度の CO2 排出量は 133 千 t-CO2 と 2019 年度比▲30%までの削減を進めている。

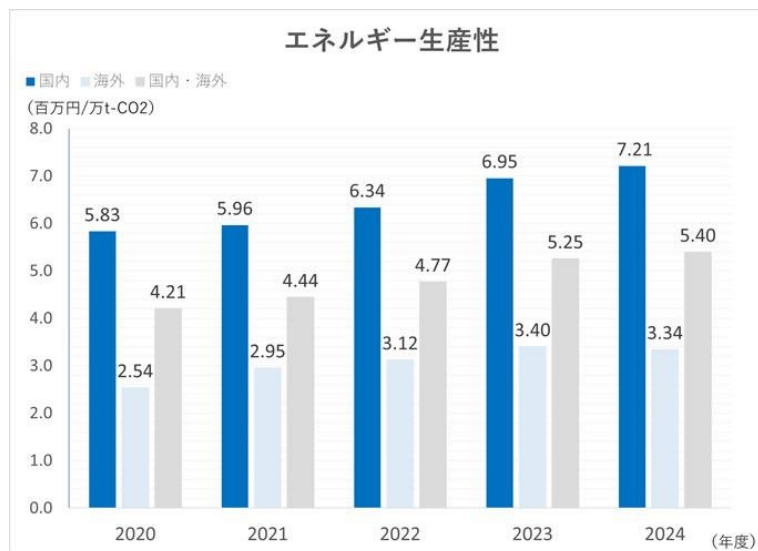
図表 16 同社グループ CO2 排出量削減目標（Scope1、2）



出典：同社ウェブサイト

同社グループにおいては、CO2 排出量の大部分を生産活動が占めており、エネルギー生産性向上が不可欠である。そこで、生産現場の一齐休止日設定や高効率設備への更新、設備の待機電力削減等管理運用面での省エネ活動などエネルギー使用量の削減に努めている。エネルギー生産性を「売上高／CO2 排出量」を用いて算出し、ビジネスユニット毎に月次管理を行うことで、国内外における CO2 排出量をマネジメントしている。

図表 17 エネルギー生産性実績

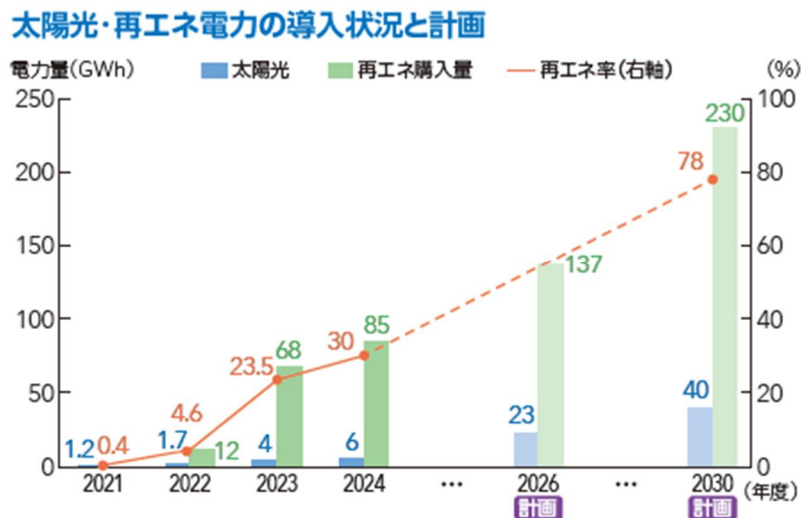


出典：同社ウェブサイト

また、工場への再生可能エネルギー導入を推進しており、新規開発建屋を中心に太陽光発電などの導入を進めている。2030 年までに 40,000MWh の太陽光発電設備の導入を目標に、中期経営計画 2026 では 30 億円の設備投

資を計画しており、2024 年度には新たに 2,294MWh を稼働させ、累積規模は、グローバルで 6,396MWh 相当となった。さらに、2025 年 4 月に完成した技術研究・創発棟 Cs'-Lab+では、ZEB Ready 認証を取得した。加えて、2022 年度からは再生可能エネルギーの調達を開始し計画的な再エネ電力の購入をグローバルに展開している。2024 年度の購入量は 85,000MWh で、太陽光発電を含めた再エネ率は 30%となった。今後も、グループ全体の工場や研究開発設備の脱炭素社会に向けた更新計画策定等を積極的に進める方針であり、事業活動における CO2 排出量の改善が期待できる。

図表 18 太陽光・再エネ電力の導入状況と計画



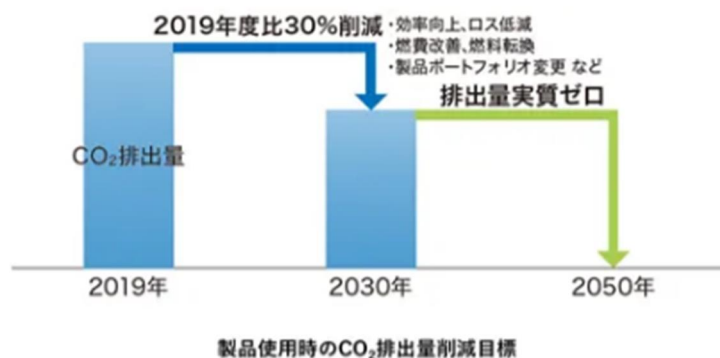
出典：統合報告書 2025

三井住友信託銀行は、カーボンニュートラルを目指す同社グループの事業活動による CO2 排出量 (Scope1、2) に加え、CO2 排出量削減に向けた取り組みもモニタリングしていく方針である。

(b) 製品使用時における CO2 排出量削減

同社グループは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、製品使用時の CO2 排出量 (Scope3、カテゴリ 11) を 2030 年までに 2019 年度比 30%削減することを掲げ、脱炭素社会に貢献する製品の提供や技術開発に取り組んでいる。

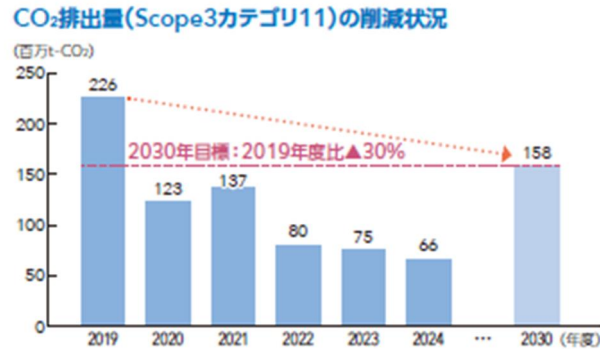
図表 19 同社グループ製品使用時の CO2 排出量削減目標 (Scope3 カテゴリ 11)



出典：同社ウェブサイト

2024 年度の Scope3 カテゴリ 11 は 66 百万 t-CO₂ となり、2019 年度比で大幅に削減している。石炭専焼ボイラの引き渡し減少により大幅な削減を継続している一方、2030 年に向けて事業伸長による排出量の増加が見込まれているが、同社グループは引き続き脱炭素社会に貢献する製品開発に努める方針である。

図表 20 CO₂ 排出量（Scope3 カテゴリ 11）の削減状況



出典：統合報告書 2025

また、同社製品の中から、製造時の資源効率や、使用時の省エネ対策等環境負荷低減への貢献を評価することに加えて、社会への貢献として製品の安全性能や、製品使用による労働力の省力化等を評価し、「サステナビリティプラス製品」として定め、当該製品の提供に取り組んでいる。当該製品の提供を通じた脱炭素社会や循環型社会への貢献が期待できる。

加えて、「住友重機械グループグリーン調達ガイドライン」を定め、環境負荷低減や環境保全に取り組む取引先から、地球温暖化防止や省資源・リサイクルの推進、環境汚染予防の推進に役立つ物品やサービスを調達することに努めている。積載率の向上やモーダルシフト、混載便の有効活用等によるグリーン物流を推進しており、Scope3 全体においても環境負荷低減が期待できる。なお、2026 年 4 月にはサプライチェーン全体で環境・社会・企業倫理に配慮した事業活動を推進することを目的として制定した「CSR 調達ガイドライン」に「グリーン調達ガイドライン」を統合している。

三井住友信託銀行は、製品使用時における CO₂ 排出量、並びに脱炭素社会に向けた各セグメントの技術開発の取り組み状況についてモニタリングしていく方針である。

(2) サーキュラーエコノミーへの挑戦

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減		
SDGs との関連性		
	SDGs 目標	「12. 持続可能な消費と生産」
	SDGs ターゲット	12. 5
インパクトエリア／トピック		
	ポジティブ・インパクト：「資源強度」「廃棄物」 ネガティブ・インパクト：「資源強度」「廃棄物」	
本テーマが創出するインパクト		
	資源の有効活用を通じて循環型社会に貢献	
対応方針、目標及び指標（KPI）		
対応方針（a）		事業活動での廃棄物ゼロ
	目標	事業活動での廃棄物ゼロを目指す
	指標（KPI）	廃棄物排出量（発生量、最終処分量）（t）
対応方針（b）		資源再生による廃棄物削減に貢献する製品の研究開発強化
	目標	資源再生に資する取り組みの推進
	指標（KPI）	資源再生に資する製品・技術等の開発状況

(a) 事業活動での廃棄物ゼロ

循環型社会構築に向けて、同社グループは国内外に広がる事業活動での廃棄物ゼロを目指し、排出量の抑制と適切な処理及び再資源化に取り組んでいる。2024 年度は、梱包仕様の見直しや木くず処理のパーティクルボード原料転換推進等に取り組んだ結果、廃棄物排出量を大きく削減した。今後も廃棄物やリサイクルの分別を徹底するなどして 3R を意識した廃棄物排出量の削減を進める方針である。

図表 21 廃棄物発生量



出典：同社ウェブサイト

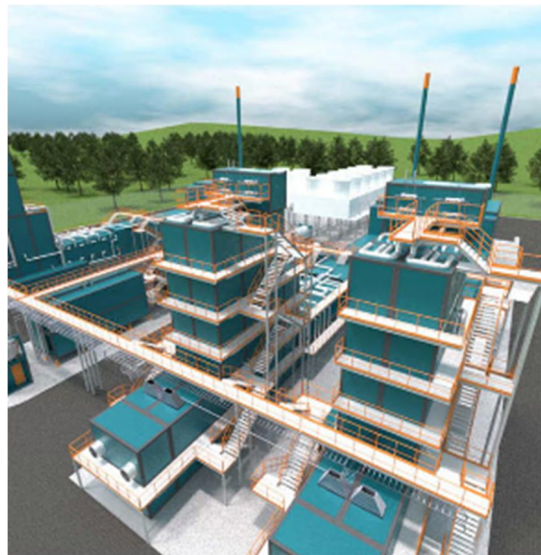
三井住友信託銀行は、廃棄物排出量（発生量、最終処分量）と、廃棄物ゼロの目標に向けた国内外のリサイクル活動等に関する進捗状況をモニタリングしていく方針である。

(b) 資源再生に資する取り組みの推進

同社グループは、エネルギー&ライフライン事業を中心に、廃棄物をバイオマスエネルギーに活用する技術の開発等、サーキュラーエコノミーへの挑戦に取り組んでいる。

具体的には、資源再生における技術開発に取り組むフィンランドの WOIMA 社とパートナーシップを結び、小規模モジュール化された廃棄物発電プラントの提供に取り組んでいる。発電プラントは小型であるため輸送が容易になり、廃棄物発電とそれによる熱供給を各地域で取り組むことができ、従来のように一つの大規模焼却炉で処理すべく廃棄物を輸送するコストや、それに伴った CO2 排出量の削減にも貢献している。

図表 22 小規模モジュール化された廃棄物発電プラント



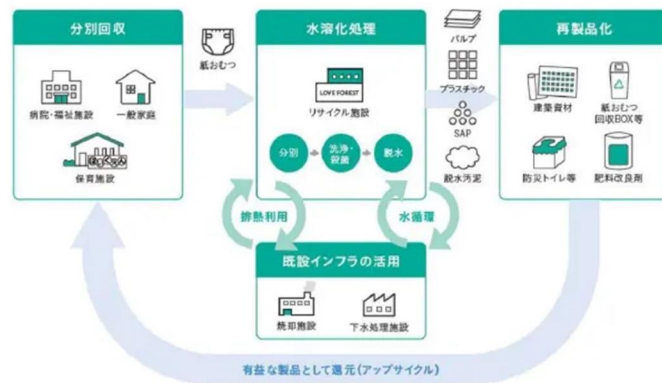
出典：同社ウェブサイト

また、使用済紙おむつの資源化にも取り組んでいる。近年、日本の高齢化及び要介護者の増加から、紙おむつの使用量が増加しているが、使用済紙おむつは、水分を多く含んでいるため、焼却に必要な熱量が多く、助熱材の追加使用等による CO2 排出量の増加等、環境への影響が社会課題視されている。同社グループは、環境省の「使用済紙おむつ再生利用等に関するガイドライン」に基づき、使用済紙おむつの再資源化に取り組んでいる。

トータルケア・システム株式会社、住友重機械エンバイロメント株式会社（以下、「住友重機械エンバイロメント」）、大王製紙株式会社、TOPPAN 株式会社、株式会社日本触媒、株式会社リブドゥコーポレーションの 6 社は、排出量が年々増加し社会問題化している使用済紙おむつについて、「新しい使用済紙おむつマテリアルリサイクル」構築に取り組んでいる。住友重機械エンバイロメントは、公共水インフラや産業向け水処理施設などの水処理に関する高度な技術と、設計施工から運転管理までの幅広い実績を有し、本事業のプラント設計・施工を担当している。

2025 年 3 月には公立大学法人北九州市立大学を含めた 7 者により、「新しい使用済紙おむつマテリアルリサイクル」の環境評価として LCA を実施した。その結果、単純に焼却処理した場合と比較して、マテリアルリサイクルした場合は約 1,000 世帯当たりの年間 CO2 排出量に相当する削減効果があることがわかったと公表している。

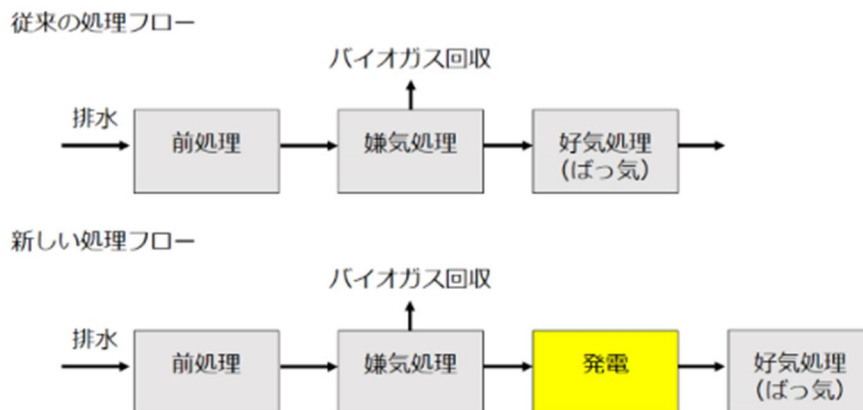
図表 23 完結型マテリアルリサイクルシステムのフロー図



出典：同社ウェブサイト

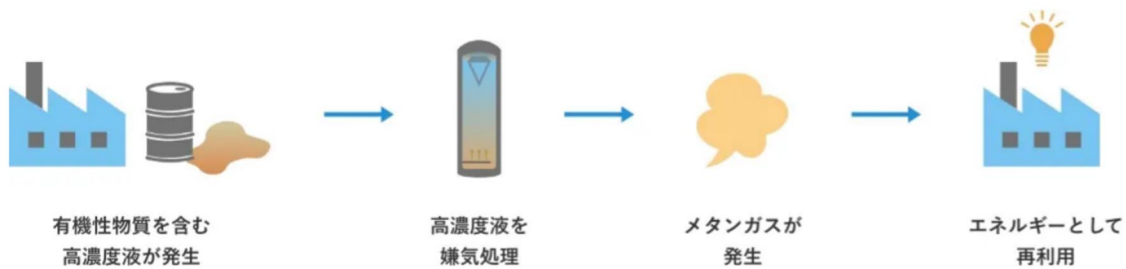
その他、従来破棄されていた嫌気処理後の事業排水から、エネルギーを回収する技術を開発し、資源の有効利用に努めている。これまでは、微生物を利用した嫌気処理を通して、事業排水に含まれる有機物を回収し、またその際にガス化した成分をバイオガスとして回収していたが、事業排水の一部のみ可能であったことに対し、同電極反応を利用して、残りの事業排水から電力としてエネルギーを回収する技術を開発し、排水の更なるエネルギー化を可能にした。しかしながら、従来の嫌気処理システムでは、環境負荷が軽減できる一方で、設備コストの高さや、設置スペースに制限があることなどが導入の課題であった。住友重機械エンバイロメントでは、独自技術による処理能力の高効率化に加え、設備の小型化によってこれらの課題を解決した。そして産業活動から排出される有機排水を資源（バイオガス）へと転換する嫌気処理システム「BIOIMPACT-AC」を開発、2025年8月より販売を開始しており、従来の嫌気処理システムと比較して、更なる設備費の削減、省スペース化を実現し、効率的なバイオマス原料のエネルギー変換を可能とした。本システムは、実機相当の実証機の運転を2026年から開始し、更にブラッシュアップしていく予定である。

図表 24 従来の処理フローと新しい処理フロー



出典：同社ウェブサイト

図表 25 嫌気性後排水処理によるエネルギー（メタンガス）回収



出典：住友重機械エンバイロメントウェブサイト

三井住友信託銀行は、資源再生に貢献する製品の提供や、技術開発状況等をモニタリングしていく方針である。

(3) 自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献

ポジティブ・インパクトの増大		
SDGs との関連性		
SDGs 目標	「8. 経済成長と雇用」「9. インフラ、産業化、イノベーション」	
SDGs ターゲット	8. 2、9. 4	
インパクトエリア／トピック		
ポジティブ・インパクト：「インフラ」		
ネガティブ・インパクト：－		
本テーマが創出するインパクト		
製品の自動化・省人化によるインフラ高度化を通じた労働生産性の向上・労働環境の改善		
対応方針、目標及び指標（KPI）		
対応方針（a）	「製品の自動化・省人化」を通じたインフラ高度化に関する研究開発の強化	
目標	製品の自動化・省人化を通じたインフラ高度化による、顧客の労働生産性向上・労働環境の改善	
指標（KPI）	「製品の自動化・省人化」を通じたインフラ高度化に資する研究開発の状況	

同社グループは、製品の自動化やデジタル化を通じて、顧客の業務負荷軽減、稼働時間の削減、安全性の向上に資する製品・サービスの提供を通じ、顧客の労働生産性の向上や、労働環境のさらなる改善に貢献するとともに、同社グループの製品競争力の強化につなげていく方針である。

【ICT 建機による労働生産性の向上】

2016 年度より建設業界の課題を解決すべく、国土交通省は「ICT の全面的な活用（IT 土工）等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もっと魅力ある建設現場を目指す取り組みである「i-Construction」を進めていた。2024 年 4 月には「i-Construction」の取り組みを加速し、建設現場における 1 人あたりの労働生産性を高め、抜本的な省人化対策を進める取り組みとして「i-Construction2.0」を国土交通省は公表している。

同社グループも、i-Construction2.0 を推進するとしており、2026 年 3 月には、同社及び住友建機株式会社、株式会社フジタは共同で、自律※ショベルと自律クローラダンプの協調による建設現場の土砂積み込み・運搬のオートメーション化に関する実証試験を行ったことを公表した。土砂搬出自動化の実用性の評価を目的に、施工管

※「自律」は機械が考えて動作する（機械学習などによって最適な動作を行う）ことを意味する。

理システムからの指令で異なる自律型建設機械が協調し、「掘削→積み込み→運搬→排土」の作業サイクルを完遂できるか検証。その結果、機体同士の接触なども起こらず、システムのオペレータ 1 人で安全に作業を実施できることを確認している。

同社グループは、ICT 建機の市場への提供を通じて、国土交通省が目指す i-Construction2.0 への貢献が期待できる。

図表 26 ショベルとクローラダンプの協調による自律積み込みと自律運搬の実証試験



(左) 近接したクローラダンプへショベルが自律的に積み込みを行う
 (右) 遠隔操作室から建設機械に指示をする

出典：同社ウェブサイト

【産業用搬送設備によるインフラ高度化と労働力不足解消】

近年、労働力人口の減少や高齢化の進行による将来の港湾労働力不足や、大型コンテナ船の寄港の増加に伴う着岸時間長期化が問題視されている。

住友重機械搬送システムは、2005 年に名古屋の飛鳥ふ頭南側コンテナターミナルに世界初の遠隔自動 RTG^{※※}を納入し、改良を重ねつつ 10 年以上にわたり安定操業を実現している。また、2021 年 10 月には、名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社、株式会社 N T T ドコモ及び住友重機械搬送システムが協働で、名古屋鍋田ふ頭コンテナターミナルにおいて 5G を活用した「遠隔操作・自動 RTG システム」の段階的運用を開始した。従来、各 RTG の運転室で行っていた操作を管理棟内にある遠隔操作室で行うことで、操作者は管理棟内に居ながら複数の RTG の動静を監視し、トラックへのコンテナの積み下ろし時の操作を行うことが可能となる。また自動化に加えカーボンニュートラルによる差別化開発を実施している。有人トラック移載も含めた自動製品として開発中であり、2025 年 6 月には東京港初となる遠隔操作 RTG を青海公共コンテナターミナルに納入したことを公表した。遠隔操作 RTG を導入することで、オペレータの労働環境改善や操業における生産性向上、現場の安全性向上などの実現に貢献するとともに、水素供給インフラが整備され水素燃料電池が導入される場合、換装することで CO2 排出ゼロとなり、カーボンニュートラルポートの実現に貢献するとしている。

本取り組みにて協働した住友重機械搬送システムを含む 3 社は、今後も協力して課題に取り組み、先駆者として最先端の技術や課題解決手法を発信していくとしており、引き続き産業用搬送設備によるインフラ高度化と労働力不足解消に貢献していく方針である。

※※ RTG（タイヤ式トランスファークレーン）は船舶からトラックへの荷下ろしや荷積みを使用されるコンテナ運搬装置であり、この装置の遠隔操作を可能としたものが遠隔自動 RTG である。

図表 27 遠隔自動 RTG



遠隔自動RTG

出典：住友重機械搬送システムウェブサイト

三井住友信託銀行は、同社グループによる「製品の自動化・省人化」「インフラ高度化」の推進に資する研究開発の状況について、モニタリングしていく方針である。

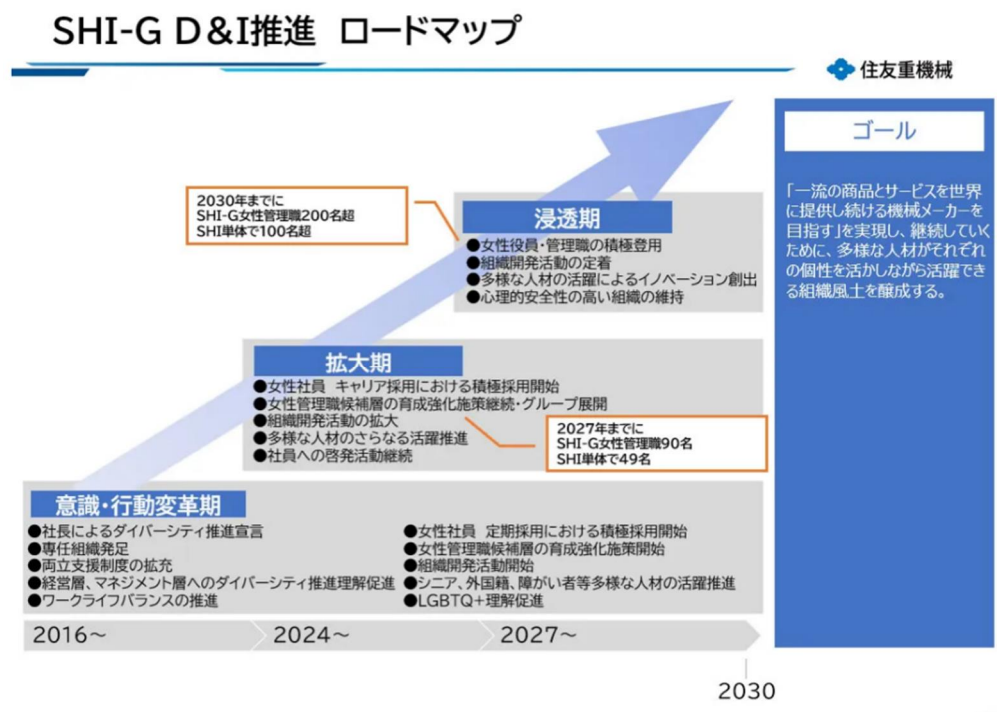
(4) 人材マネジメント

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「5. ジェンダー」「8. 経済成長と雇用」「10. 不平等」
SDGs ターゲット	「5. 5」「8. 5」「8. 8」「10. 2」
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：「雇用」 ネガティブ・インパクト：「ジェンダー平等」、「健康及び安全性」	
本テーマが創出するインパクト	
(a) 従業員一人ひとりの個性や属性の違いを尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる組織風土の醸成 (b) 社員一人ひとりが安全・安心・健康に、いきいきと働ける職場の実現	
対応方針、目標及び指標（KPI）	
対応方針（a）	ダイバーシティ・マネジメントを通じ、多様な人材が活躍できる職場づくりに注力する
目標	・新規学卒者の採用における女性比率毎年 20%以上 ・女性管理職比率を以下とする ・2027 年 1 月 1 日までに国内連結 3.7%、単体 5.0%超 ・2031 年 1 月 1 日までに国内連結 8.0%、単体 10.0%
指標（KPI）	・新規学卒者の採用における女性比率（%） ・管理職に占める女性比率（%）
対応方針（b）	労働安全衛生マネジメントを通じ、安全を最優先とする職場づくりに注力する
目標	労働災害ゼロの実現（同社単体）
指標（KPI）	・業務上死亡者数（人） ・労働災害発生件数（件） ・災害度数率（%） ・ISO45001 取得拠点比率（%）

(a) ダイバーシティ・マネジメント

同社グループは、ダイバーシティを企業成長に不可欠な土台と捉え、従業員一人ひとりの個性や属性の違いを尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる組織風土の醸成に努めている。なお、ダイバーシティを推進するにあたり、①事業のグローバル化に対応し持続的成長を図るために、ダイバーシティ・マネジメントを強化・推進する、②ダイバーシティ・マネジメントを強化・推進するにあたり、まずは女性のキャリア形成促進を重要な経営施策のひとつとして推進する、③多様な人材が、個性や能力を活かしながら活躍できるように、就労環境整備や両立支援を含むワークライフバランスの実現を推進する、という3項目を基本方針とし、ロードマップを策定している。ロードマップのゴールとして、2030年に「一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指す」を実現し、継続していくために、多様な人材がそれぞれの個性を生かしながら活躍できる組織風土を醸成する”ことを掲げている。

図表 28 D&I 推進 ロードマップ



出典：同社ウェブサイト

同社グループは、2016年に同社グループ社長が「ダイバーシティ推進宣言」を行い、まずは女性の活躍を重要な経営施策の一つとして、意識啓蒙、制度改定、環境改善を柱とする女性活躍推進に取り組んでいる。同社グループは、女性活躍推進に加え、ワークライフバランス推進により多様な人材が活躍できる職場づくりに注力し、目標の設定、実績を開示している。

女性採用数について、新規学卒者の採用における女性比率を毎年20%以上にすることを目標とした。ダイバーシティ推進宣言にて「ダイバーシティ元年」とした2016年度の女性新卒採用実績7.4%に対し、順調に実績を伸ばし、2023年度の実績は18.1%、2024年度の実績は24.1%となっており、目標を達成した。同社は引き続き新規学卒者の女性採用比率の向上に努める方針である。

また、管理職に占める女性比率について、2027年1月1日時点の国内連結では3.7%、単体では5.0%超、また2031年1月1日時点の国内連結では8.0%、単体では10.0%とすることを目標とした。2025年1月1日時点の実績は国内連結では2.5%、単体では3.3%となっており、目標達成に向けて更なる取り組みが必要であると三井住友信託銀行は考えている。

同社グループは、2020年10月に、子育てサポートについて高い水準で取り組んでいる企業として、「プラチナくるみん」を取得しており、2026年2月末時点でも維持している。

図表 29 ダイバーシティ推進の重点項目に関する目標と実績

重点項目(2027年1月1日までの目標)

1. 女性採用数の拡大
新規学卒者の採用における女性比率：毎年20%以上
2. 女性の積極登用
取締役における女性数：2名
女性管理職比率：3.7%（国内連結）
女性管理職数：90名（国内連結）
3. 多様な人材の活用
管理職に占めるキャリア採用者比率：30%以上
管理職に占める外国籍社員比率：1.4%
男性育児休業取得率（制度休職含む）：100%

出典：同社ウェブサイト

指標	目標	実績 (2024年度)
女性採用比率	新規学卒者の採用 における女性比率 単体：20%以上	単体：24.1%
女性取締役数	2名	2名
女性管理職比率	2027年1月 国内連結：3.7% 単体：5.0%超	2025年1月 国内連結：2.5% 単体：3.3%
管理職に占める キャリア採用者比率	2027年1月 単体：30%以上	単体：25.5%
管理職に占める 外国籍従業員比率	2027年1月 1.4%	単体：0.3%
男性育児休業取得率	国内連結：100% 単体：100%	国内連結：88.8% 単体：98.9%

出典：統合報告書 2025

三井住友信託銀行は、女性活躍推進の取り組み状況についてモニタリングしていく方針である。

(b) 労働災害ゼロの実現

同社グループでは、人間尊重の精神に基づき、健康で安全・安心して働ける快適な職場を作るため、全ての作業において「安全最優先」で取り組むことを安全衛生基本理念に掲げ、当該理念のもと、安全衛生に関する中期計画である第5次実行計画を2024年度に策定した。

具体的な取り組みとして、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格であるISO45001への対応を進めている。2024年度の国内主要事業所における認証取得比率は83.3%であり、労働安全衛生マネジメントシステムの確実な運営を図るため、さらに取り組みを拡大していくとしている。また、設備・機械の安全化にも注力しており、作業者がミスをして怪我をしない安全に配慮した機械・設備とするため、予算策定時のリスクアセスメント評価考慮を積極的に進めており、労働災害が発生しない作業環境を目指している。さらに、労働災害の回避には、設備・機械の安全化だけでなく、作業者の危険予知能力向上が必須であるとし、安全衛生教育に危険体感訓練やバーチャルリアリティを使った教育カリキュラムを導入している。

なお、2024年度の同社グループの労働災害発生状況は、災害度数率[※]は0.8となっている。厚生労働省が公表している令和6年労働災害動向調査（事業所規模100人以上及び総合工事業調査）の結果によれば、製造業の災害度数率は1.30（前年1.29）となっており、同社グループの実績は業界平均と比較し低い水準を維持していると三井住友信託銀行は判断している。

また、2024年度の業務上死亡者数は0人、労働災害発生件数は12件であり、これらの実績からも労働災害発生の抑制に努めていると三井住友信託銀行は評価している。

図表 30 労働災害発生状況

（単位：％／対象範囲：単体）

	2020	2021	2022	2023	2024
労働災害度数率（従業員）	0.0	0.3	0.4	0.7	0.9
労働災害度数率（従業員および請負社員）	0.2	0.6	0.5	0.7	0.8

・ 災害度数率：災害発生頻度（100万のべ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数）

出典：同社ウェブサイト

安全衛生を推進するための体制として、会社と労働組合の安全衛生に関する協議機関として中央安全衛生協議会を設け、安全衛生管理組織や基本的施策を協議するとともに、事業所・事業部門の安全衛生委員会で各施策を実施・フォローしている。また、安全衛生担当者会議では、労働災害防止に向けた基本方針・施策の立案・実施と安全衛生に関する主要事項の調整・統一を行っている。

※ 100万のべ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数。対象は従業員及び請負社員。

図表 31 安全衛生推進体制



出典：同社ウェブサイト

三井住友信託銀行は、同社グループの労働災害発生件数及び災害度数率についてモニタリングしていく方針である。モニタリングを通じ、当該目標の実績に加え、各年度の注力施策の策定状況についても確認する方針である。

なお、従前は個別インパクト⑤「CSR 調達の推進」を設定し、目標として「サプライチェーン全体を通じた CSR 調達の取り組み推進」、指標（KPI）に「サプライヤー調査実施率（%）」を掲げていた。国内潜在的高リスクサプライヤーの調査、海外サプライヤーの調査などの活動を通じて、サプライチェーン全体でポジティブ・インパクトの増大とネガティブ・インパクトの抑制が進んでいると判断し、三井住友信託銀行は今回の評価更新において個別インパクト「CSR 調達の推進」を削除することとした。

3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び同社のサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、同社のバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各 KPI が示すインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクトエリア／トピックに亘っている。

(1) CO2 排出量削減への貢献

ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」

(2) サーキュラーエコノミーへの挑戦

ポジティブ・インパクト：「資源強度」「廃棄物」

ネガティブ・インパクト：「資源強度」「廃棄物」

(3) 自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献

ポジティブ・インパクト：「インフラ」

(4) 人材マネジメント

ポジティブ・インパクト：「雇用」

ネガティブ・インパクト：「健康及び安全性」「ジェンダー平等」

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、製造段階では「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」が、販売段階では「インフラ」が、回収・リサイクル段階では「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」が、そしてすべての段階に共通する項目として「健康及び安全性」「雇用」「ジェンダー平等」等が挙げられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

住友重機械工業グループは、2025 年 12 月期に連結売上高 1 兆 668 億円を計上し、連結従業員数 25,123 名を擁するとともに（2025 年 12 月 31 日時点）、国内外のグループ会社を通じて事業を展開する総合機械メーカーグループである。また、メカトロニクス、インダストリアルマシナリー、ロジスティックス&コンストラクション、エネルギー&ライフラインをはじめとする幅広い事業領域を有している。

事業は日本のみならず世界各地で展開されており、同社グループは国内外における産業・社会インフラを支える総合機械メーカーグループとして位置付けられる。このような規模で、本 PIF 評価において示された取り組みが推進されることで、環境・社会・経済におけるインパクトは、世界各国へ波及していくことが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの創出及びネガティブ・インパクトの抑制に資することが期待される。

同社は、持続的な企業価値向上と社会課題の解決を両立するため、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を特定している。これらの重要課題は、同社グループが環境・社会から受ける影響と、事業活動を通じて環境・社会に与える影響の双方を踏まえて設定されている。また、同社は各重要課題に対応した目標及び KPI を設定し、その進捗管理を行っている。

本 PI 評価で設定された KPI は、同社が特定した重要課題及び関連する非財務目標と整合したものである。さらに、これらの目標達成に向けた取り組みの実効性を確保するため、同社は取締役社長を議長とするサステナビリティ委員会を設置するとともに、企画本部サステナビリティ推進部を中心とした推進体制を構築している。

以上より、本 PI 評価に基づくファイナンスの実行を通じて、同社によるポジティブ・インパクトの効果的な創出及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各 KPI が示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1)「CO2 排出量削減への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

(2)「サーキュラーエコノミーへの挑戦」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

(3)「自動化／省人化、先進化、省エネ化への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



目標 9 : 産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

(4)「人材マネジメント」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 10 : 人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、同社グループの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを、継続的に少なくとも年1回モニタリングする。本PI評価の契約にあたっては、インパクトを生み出す活動やKPI等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを同社に要請している。同社の各種開示情報等を確認することにより、目標達成に向けた進捗度合い及び取り組みをモニタリングし、その結果について三井住友信託銀行グループのホームページに開示していく。各KPIに係る目標については、本PI評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。イベント発生時においては、同社から状況をヒアリングし、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。

本PI評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行グループのホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じ自らの判断において同社と直接エンゲージメントを行う。

なお、モニタリングの結果、①本PI評価の前提となる同社のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（サステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、M&A等の発生、規制等の制度面の大幅な変更、天災や感染症蔓延等の異常事象等）が認められた場合、②①及びその他の要因により本PI評価で選定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは③KPI・目標に変更が生じた場合、本PI評価の内容は更新される。

JCRは、以上のモニタリング方針について、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCRは上記2～4より、本PI評価において、SDGsに係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行が同社のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（環境・社会・経済）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本 PI 評価に基づくファイナンスでは、環境・社会・経済の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、同社グループの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. PIF 第2原則 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。
事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。
事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。	三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2023 年 10 月改定の社内規程を参照している。
ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。

3. PIF 第3原則 透明性

原則	JCR による確認結果
PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。 ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則1に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則2に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則4に関連）	本PI評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、同社はKPIとして列挙された事項につき、統合報告書・ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。

4. PIF 第4原則 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、本PI評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトをPIF第4原則に掲げられた5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCRは、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TF の「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- 要素①** 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の4要素を満たすものとして定義しており、本PI評価は当該要素と整合的である。また、本PI評価におけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ（特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの）と整合的である。

V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・葛 友樹

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

- ・ポジティブ・インパクト金融原則

- ・資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

- ・インパクトファイナンスの基本的考え方

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録

- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

- ・EU Certified Credit Rating Agency

- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル